○総務省告示第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十の二第一項の規定に基づき、二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を次のように定める。

令和八年三月九日

総務大臣　林　芳正

一　本価額競争実施指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　特定高周波数無線局　本価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局をいう。

2　全国特定高周波数無線局　二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。

3　地域特定高周波数無線局　二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。

4　指定済周波数　七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下、二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下、三、四〇〇MHzを超え四、一〇〇MHz以下、四、五〇〇MHzを超え四、六〇〇MHz以下、四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下、二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下及び二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数をいう。

5　既存全国事業者　本価額競争実施指針の施行の日前に指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者又は指定済周波数のうちいずれかの周波数の指定を受け電波法（以下「法」という。）第二十七条の十四第一項の開設計画の認定を受けた者をいう。

6　子法人等　法人又は団体（以下「法人等」という。）がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等をいう。この場合において、法人等及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等は、当該法人等の子法人等とみなす。

7　親法人等　他の法人等を子法人等とする法人等をいう。

8　価額競争　本価額競争実施指針の対象とする価額競争をいう。

9　申請　前号の価額競争に参加しようとする申請をいう。

10　申請者　前号の申請を行う者をいう。

11　申請書　前号の申請者が提出する法第二十七条の二十の三第一項の申請書をいう。

12　認定　本価額競争実施指針に係る法第二十七条の二十の三第七項の認定をいう。

13　認定特定高周波数無線局開設者　前号の認定を受けた者をいう。

14　全国認定特定高周波数無線局開設者　認定特定高周波数無線局開設者のうち二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

15　地域認定特定高周波数無線局開設者　認定特定高周波数無線局開設者のうち二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

二　特定高周波数無線局の範囲に関する事項

特定高周波数無線局の範囲は、次項第一号に規定する周波数を使用する基地局及び陸上移動中継局並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局とする。

三　周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域その他の周波数の使用に関する事項

1　特定高周波数無線局に使用させることとする周波数は、二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数とする。

2　特定高周波数無線局に前号に規定する周波数を使用させることとする区域は、別表第一に定めるところによる。

3　第一号に規定する周波数のうち特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用しているものであって、周波数割当計画において使用の期限が定められている周波数は、二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数であり、当該期限の満了の日は、令和十三年五月三十一日である。

四　特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分ごとに当該区分に属する者が開設する特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　既存全国事業者　四〇〇MHz幅

2　既存全国事業者以外の者　六〇〇MHz幅

五　保証金に関する事項（注一）

1　法第二十七条の二十の三第四項に基づく価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、本価額競争実施指針に係る保証金を国に提供しなければならない。

2　前号の保証金は、既存全国事業者にあっては三億九、三〇〇万円、既存全国事業者以外の者にあっては四〇〇円以上五億八、九七五万九、五〇〇円以下の任意の金額を別に通知する期限内に提供することとする。（注二）（注三）

3　前号の規定による提供は、現金を提供する方法のほか、総務大臣の求めに応じて保証金に相当する金額を納付することを保証する書面（次の条件を満たすものに限る。）（以下「保証状」という。）を提供する方法によることができる。

(一)　保証状を発行する時点における金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者の付与した同条第三十四項に規定する信用格付がＡ－又はＡ３以上の金融機関が発行したものであること。

(二)　日本国内の支店で発行したものであること。

(三)　保証状に保証金に相当する金額が示されており、当該保証状を発行した金融機関（以下「発行者」という。）は、総務大臣の求めがあった場合に当該金額を直ちに納付するものであること。

(四)　保証期間の終了日が令和八年十二月末日よりも長く、保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から六月以上あること。

(五)　保証は取消しができず無条件であること。

(六)　準拠法は日本法であり、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所としていること。